

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日は、
日曜日に
おとす）

目 次

- ◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 林業改善資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）

の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一の林業従事者等に係る貸付金の合計額の限度は、次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 個人 六百万円（知事が必要と認めた場合にあつては、千万円）

二 個人以外のもの 三千万円（知事が必要と認めた場合にあつては、

五千万円）

第十一条第一項中「団地間伐促進資金」の下に「及び被害森林整備資金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百六十二号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表、第二の表及び第三の表中「又は八月」を「、八月又は十二月」に、「又は九月」を「、九月又は一月」に改める。